

地域防災力のさらなる強化



名古屋市消防長 堀場 和夫

名古屋市は、本州中央部の濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面した面積326.43平方キロメートルの緩やかな東高西低の地勢を形成し、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積地による3つの地形から成り立っています。

当局では、昭和34年伊勢湾台風の襲来により、死者1,800人余、被災世帯13万人に及ぶ大災害を経験し、そこでの防災に対する教訓から、その後のまちづくりに対する「無災害都市」への示唆を与えるものとなりました。昭和38年に「名古屋市地域防災計画」を策定し、対策すべき災害のひとつとして地震を位置付け、各種調査研究を行うとともに、平成7年の阪神・淡路大震災の発生や平成14年の東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定及びその翌年の平成15年に東南海・南海地震防災対策推進地域への指定を受け、本市では「名古屋市防災条例」を平成18年に制定し、「自助、共助、公助」の理念を念頭に震災対策の推進を図って参りました。

さらに、現在は頻発する集中豪雨など甚大な自然災害が各地で発生するなか、南海トラフ巨大地震の発生に備えるためにも消火・救急・救助といった公助の力に加え、自助・共助といった地域防災力の向上に向けた取組みが緊急の課題となっています。

名古屋市では、今年度防災をはじめとする危機管理施策をより一層強化に推進するとともに、地域防災力の向上に向けた地域との協力・連携を強化し、安心・安全なまちづくりを図ることを目的に、昭和61年度から消防局が担ってきた防災部門を独立させ、市長をトップに全局を統括し、防災施策を総合的かつ計画的に継続して推進していく「防災危機管理局」を新たに設置した組織改正を行いました。

特に、地域防災力の向上については専門組織として地域防災室を設置し、区役所、消防局の有機的な連携を図り、地域防災力の中核である消防団、地域団体に入り込んで市民の付託に応える仕組みとしました。

消防局における具体的な取組みとして、各消防署で行なってきた「防災安心まちづくり運動」や「助け合いの仕組みづくり」の他、家庭や事業所での家具転倒・落下の防止対策や備蓄物資の準備などの普及啓発などにあたっていくとともに、消防署の持つ機動力を生かしてこれまで以上に積極的に地域に出向き、地域のニーズをしっかりと把握し、自助・共助を育む公助として「顔の見える関係」、「災害に立ち向かっていける風土づくり」を築きあげ地域防災力の向上を進めるところであります。

さらに、災害による被害を最小限に留め、市民の生命・身体・財産を守ることを最大の使命として、地域における共助の構築のための方策の一つとして「地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結」についての支援を実施しています。

この覚書は、一時的な避難場所としての事業所の敷地やバール・ジャッキといった救助資機材の提供等に締結されるもので名古屋市総合計画2018において、現在1,115件の協力締結を事業所と結んでいます。平成30年度までに1,550件に増やすことを目標とし、現在、取組みを進めているところです。さらには、食糧や飲料水など生活物資の提供についても共助の輪を広めるなど、より一層の推進を図っていきます。

今後も、「地域防災力のさらなる強化」を主眼にした、「顔の見える関係」「災害に立ち向かっていける風土づくり」を築き、市民が安心して安全に暮らせる魅力あるまちづくりに向けて、職員一丸となって地域防災力の向上に取り組んでまいります。